平成２９年（再イ）第６号
鹿児島県霧島市牧園町宿窪田2633番地
再生債務者　森山　梨花
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月10日
鹿児島地方裁判所加治木支部
平成２９年（再イ）第１０号
北海道帯広市東10条南６丁目４番地１　オルネ106Ｂ―107号室
再生債務者　内山　敏克
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月10日
釧路地方裁判所帯広支部再生係
平成２９年（再イ）第３０号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡２丁目27番27―305号
再生債務者　三浦　則彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月10日
さいたま地方裁判所川越支部
平成２９年（再イ）第１７５号
埼玉県新座市野火止５―６―21―107（開始決定時の住所）東京都世田谷区成城７―21―20
再生債務者　安藤　芳克
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月10日
東京地方裁判所民事第20部
平成２９年（再イ）第２０９号
東京都北区西ケ原４―41―２―202
再生債務者　蛇子　雅人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月９日
東京地方裁判所民事第20部
平成２９年（再イ）第４号
京都府亀岡市大井町並河１丁目37番７号
再生債務者　谷村　雅行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月10日
京都地方裁判所園部支部再生係
平成２９年（再イ）第５７号
埼玉県蕨市北町４丁目５番23号
再生債務者　齋藤玲次郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月10日
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２９年（再イ）第７２号
千葉県八千代市大和田1038番地１　千里ハイツ301
再生債務者　清水みず帆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月10日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（再イ）第１２３号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目30番６号
再生債務者　吉田　　仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月10日
横浜地方裁判所第３民事部
平成２９年（再イ）第９号
長野県松本市市場３番14号
再生債務者　倉科　幸弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月９日　長野地方裁判所松本支部
平成２９年（再イ）第５８号
愛知県東海市横須賀町四ノ割101番地　サンマンション404号
再生債務者　成原健二こと　成　　健二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月９日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（再イ）第６号
和歌山県岩出市水栖214番地の２
再生債務者　下垣内隆紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月９日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２９年（再イ）第１８号
愛知県岡崎市中町字栄通36番地
再生債務者　小原　寛成（旧姓新川）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月10日
名古屋地方裁判所岡崎支部
平成２９年（再イ）第３号
鹿児島県出水市野田町下名5294番地６
再生債務者　福島　絵美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月10日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係
平成２９年（再イ）第４号
愛知県西尾市吉良町吉田上浜82番地　レオネクストウィステリア205
再生債務者　福島　秀一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月10日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第26号
平成29年８月７日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 29 年８月 24 日
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
1．承認番号　第ＳＳ173号
2．名称　飯島電子工業株式会社
3．住所　愛知県蒲郡市豊岡町石田１―１
4．特定計量器の種類　ガラス電極式水素イオン濃度指示計

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。
記
1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　中村　和洋
登録番号　35126
事 務 所　大阪府大阪市北区西天満１―７―20　ＪＩＮ・ＯＲＩＸビル501
弁護士法人中村和洋法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成29年８月１日
平成 29 年８月９日　　日本弁護士連合会